短期入所生活介護羊蹄ハイツ 重要事項説明書

1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 俱知安福祉会	
代表者氏名	理事長 追立 正夫	
本社所在地	北海道虻田郡倶知安町字峠下 113番地 2 特別養護老人ホーム 羊蹄ハイツ Tel 0136-22-3131	
法人設立年月日	昭和 56 年 9 月 11 日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	短期入所生活介護 羊蹄ハイツ	
介護保険指定事業所番号	北海道 017220032 号	
事業所所在地	北海道虻田郡倶知安町字峠下 113 番地 2	
連 絡 先	Tel 0136-22-3131 fax 0136-22-0091	
受 付 時 間	9:00~17:00 (全日)	
通常の送迎の実施地域	羊蹄山ろく地区	
利 用 定 員	8名	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	老人福祉法並びに介護保険法の定めるところにより、経過適用支援・要介護状態または、要支援・要介護状態にある利用者へ対して、その有する能力に応じ自立支援並びに、要介護者等のご家族の身体的・精神的軽減等。
運営の方針	事業所はサービス利用者が可能な限り在宅において、自立した日常生活が営めるように、また契約者等の介護軽減が図れるよう居宅介護支事業所からの個別介護計画を基に短期入所生活介護計画書を作成し、利用の有する能力の応じた自立に支援に向けて入浴、排泄、食事等の介護支援に努めるものとします。 また、事業の実施にあたっては関係市町村、居宅支援事業者その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との連携により、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用出来るよう必要な援助に努めるものと致します。

(3) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計 画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得 ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介 護計画の変更を行います。 	1名
医 師	1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1名以上
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	1名以上
看護師・ 准看護師	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	3名以上
介護職員	1 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上 させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話 を適切に行います。	2 3名以上
機能訓練指導員	1 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名以上 (看護職員と兼務)
栄養士	1 適切な栄養管理を行います。	1名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類 サービスの内容	
-------------------	--

短期入所生活介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得
		たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅	への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が 困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことが あります。
居	室	1 居室は多床室と個室がございます。身体状況、性別、他者との関係性等を考慮するため、ご希望に添えない場合もございます。2 ご契約者や他者の状態により、居室を変更させていただく場合がございます。
食	事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入 浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
日常生活	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘 導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
上の世話	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1 日の生活の流れに沿って、 離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
אווייום טון אנוי	レクリエーショ ンを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他 創作活動など		利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

(2) 短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 別紙1を参照
- (4) 日課·週課

時 間	日 課
6:00~	起床・洗面
7:30~	朝食
10:00~	入浴(一般浴・中間浴・シャワー)
11:00~	ラジオ体操・嚥下体操
11:40~	昼 食
12:30~	喫茶店(お茶会・創作活動)
14:00~	入浴(一般浴・中間浴・シャワー)
17:30~	タ 食
19:00~	消 灯

曜日	入浴	その他
月	本館	喫茶店
火	本館	喫茶店
水	新館	回診・喫茶店
木	本館	理髮•喫茶店
金	本館	喫茶店
土	新館	
日		

- 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について
- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ①利用料入所者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日頃に入所者あてにお届け(郵送)します。

- ①窓口で現金によるお支払い
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ②下記指定口座への振り込み (現金払いができない場合に限ります) 北海道信用金庫倶知安支店 普通預金 0626346 振込先口座名義人 社会福祉法人 倶知安福祉会 理事長 追立 正夫 羊蹄ハイツ短期入所生活介護事業所

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて 当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な 配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

施設長 追立 司

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居 人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通知します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

9 他名の休持と他人情報の休護につ	U, C
	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について
	「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が
	策定した「医療・介護関係事業者における個人情報
	の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適
	切な取り扱いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」と
	いう。)は、サービス提供をする上で知り得た利用
① 利用者及びその家族に関する秘	者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に
密の保持について	漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契
	約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそ
	の家族の秘密を保持させるため、従業者である期間
	及び従業者でなくなった後においても、その秘密を
	保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし
	ます。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報
	を用いません。また、利用者の家族の個人情報につ
	いても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担
	当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませ
	ん。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が
② 個人情報の保護について	含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を
	含む。)については、善良な管理者の注意をもって
	管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止す
	るものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに
	応じてその内容を開示することとし、開示の結果、
	情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、
	遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲

内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)	
-------------------------------------------------	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 倶知安町 介護保険担当課	所 在 地 倶知安町北3条東4丁目 電話番号 0136-23-0050 受付時間 8:45~17:15(土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償	保険会社名	損保保険ジャパン株式会社
	保 険 名	しせつの損害補償
	補償の概要	施設業務の補償
力私士和吟	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
自動車保険	保 険 名	自動車保険 一般用

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会 議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福 祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福 祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計 画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容 を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行 うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求 することができます。

15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組 みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(施設長 追立 司)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整 備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 6月・10月)
- ④③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛 生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していま す。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しま

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントについて

事業者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

また職員に対するハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に 悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介 護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - i 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

ii 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

iii 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。 その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- 第三者委員による苦情内容の確認
- 第三者委員による解決案の調整・助言
- 話し合いの結果や改善事項等の確認

iv 第三者機関の紹介

本事業者で解決できない苦情は、下記の公的団体の窓口に申し立てることができます。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 特別養護老人ホーム 羊蹄ハイツ	所 在 地電話番号 ファックス番号 受付時間	倶知安町字峠下 113番地 2 0136-22-3131 0136-22-0091 9:00~17:30 (土日は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 倶知安町 介護保険担当課	所 在 地 電話番号 受付時間	倶知安町北3条東4丁目 0136-23-0050 8:45~17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号 受付時間	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 011-231-5161 9:00~17:00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 北海道社会福祉協議会	所 在 地 電話番号 受付時間	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 011-241-3977 9:00~17:00 (土日祝は休み)

20 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無し
【実施した直近の年月日】	_
【第三者評価機関名】	_
【評価結果の開示状況】	_

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	所	在	地	
事	法	人	名	
業		表者		印
者		業所		
		月者氏		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
/ ls TP	住 所	
代理人	氏 名	印